

令和6年度 副食費給付費の支給について

私立幼稚園在園児の保護者の負担軽減を図るため、児童の副食費（給食のおかず代）助成を実施します。

1 助成対象者

助成対象者は和歌山市在住の、次の（１）又は（２）に該当する子どもです。

- （１）市町村民税の所得割合算額が77,100円（年収360万円未満相当）以下である世帯の子ども ※1
- （２）小学校の第3学年修了前の子どもから数えて3番目以降の子ども

- ※1 （１）に掲げる市町村民税の所得割額については、次のとおりです。
- ① 判定する世帯所得の時期は、4月分から8月分までの副食費については「令和5年度」、9月分から翌3月分までの副食費については「令和6年度」の市町村民税所得割額です。
 - ② 住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割・株式等譲渡所得割額控除等の税額控除がある場合は、これらを控除する前の金額となります。
 - ③ 世帯の市町村民税の所得割額により判定します。（父または母が別居している場合も含みます。）
 - ④ 父母が非課税である場合で生計を同一にする祖父母等がいる場合、祖父母等のうち所得割額が高い方を家計の主宰者とみなし、その方の所得割額で判定します。

2 助成方法

給食費を幼稚園に支払っていただき、後日保護者からの申請のもと還付する方法により実施します。

- （１）対象確認申請書（和歌山市私立幼稚園等副食費給付費支給対象確認申請書）を幼稚園に提出
※ 対象でない方や申請しない方は提出不要です。
※ 添付書類が必要な場合がありますので、必ず次の「3 申請方法」を確認してください。
- （２）和歌山市が幼稚園を通じて助成対象者であるか否かをお知らせします。
- （３）助成対象となった方は、支給申請書（和歌山市私立幼稚園等副食費給付費支給申請書）に副食費に係る領収書等を添付し幼稚園に提出。
※ 今年度の副食費の金額が確定した時点（令和7年3月中旬頃）で、助成対象者に対して今年度（1年間分）の領収書を発行してもらうよう和歌山市から幼稚園に依頼します。
- （４）令和7年5月中旬から下旬頃に和歌山市から指定口座に振り込みます。

3 申請方法

- （１）対象確認申請書（和歌山市私立幼稚園等副食費給付費支給対象確認申請書）の提出

提出締切日 **令和6年12月20日（金）**
締切日以降に新規入園・世帯状況変更等により新たに申請される方は随時受け付けますので、速やかに申請書を提出してください。ただし、年度を超えた申請には対応できませんのでご注意ください。

提出先 **通園先の幼稚園**

- 提出物**
- ① 対象確認申請書（和歌山市私立幼稚園等副食費給付費支給対象確認申請書）
 - ② 添付書類が必要な場合（下表に該当する方は申請書に必ず添付してください。）
ただし、「1 助成対象者」の（２）に該当する場合は、所得確認の必要がないため提出は不要です。

添付書類が必要な方		添付必要書類
ア	生活保護受給中の方	生活保護受給証明書
イ	令和4年中に海外勤務期間がある方で、令和6年4月分～令和6年8月分の副食費の助成を受けようとする方	令和4年中の海外勤務期間中の所得額や、社会保険料等の各種控除額等が分かる証明書類（1～12月の12か月分）
ウ	令和5年中に海外勤務期間がある方で、令和6年9月分～令和7年3月分の副食費の助成を受けようとする方	令和5年中の海外勤務期間中の所得額や、社会保険料等の各種控除額等が分かる証明書類（1～12月の12か月分）

※イ、ウ両方満たす方は「令和4年中」と「令和5年中」両方の所得額等が分かる証明書を提出してください。

【その他注意事項】

市民税が未申告の場合は審査ができませんので、申告が必要となります。収入がない場合は、ない旨の申告が必要です。税の申告に関しては、和歌山市市民税課へお問い合わせください。

→裏面に続きます

(2) 支給申請書（和歌山市私立幼稚園等副食費給付費支給申請書）の提出

- 提出対象者 (1) の対象確認申請書提出者のうち、対象者である旨の通知があった方
- 提出時期 令和7年3月中旬頃（別途幼稚園を通じて案内します。）
- 提出先 通園先の幼稚園
- 提出物 ① 支給申請書（和歌山市私立幼稚園等副食費給付費支給申請書）
② 支給希望口座通帳の写し（銀行名、支店名、口座名義人、口座番号が記載されたページ）
③ 副食材料費の金額が分かる領収書

4 助成対象となる副食費について

通常の教育課程で提供される給食に係る副食費が助成の対象となります。
長期休業期間中等の預かり保育で提供される給食に係る副食費は助成の対象となりません。

5 助成上限額について

幼稚園に支払った副食費に相当する額を助成します。1か月当たりの助成額は、4,700円が上限となります（要綱の改正等により変動する場合があります）。

市民税額は、次の書類で確認することができます

市民税が給与天引きの方・・・給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（毎年5月下旬から6月中旬に勤務先から配布されます。）

市民税が給与天引き以外の方・・・納税通知書（非課税の方は発行されません。）

市民税の所得割額を判定する世帯所得の時期は4月から8月分の副食費は「令和5年度」、9月から翌3月分については「令和6年度」です。

例

令和 年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入	主たる給与以外の合算所得区分	課税標準	総所得③	市民税
	給与所得		山林所得	山林所得	税額控除額⑤
	その他の所得計		分離短期譲渡	分離短期譲渡	所得割額⑥ 22260
			分離長期譲渡	分離長期譲渡	均等割額⑦
			株式等の譲渡	株式等の譲渡	県民税
			上場株式等の配当等	上場株式等の配当等	税額控除額⑤
			先物取引	先物取引	所得割額⑥
所得控除	雑損	障・寡・勤			均等割額⑦
	医療費	配偶者			特別徴収税額⑧
	社会保険料	配偶者特別	控老	扶養親族該当区分	控除不足額⑨
	小規模企業共済	扶 養	特同老	本人該当区分	既充当額⑩
	生命保険料	基 礎	配配定老人	その他	既納付額⑪
	地震保険料	所得控除合計②			変更前税額⑫
(摘要)		住宅借入金等特別税額控除 市民税 44,040円 県民税 29,360円			

※和歌山市以外で課税されている方は通知書の様式は異なります。

副食費の対象者の判定は、 の額を用います。

※例は住宅借入金等特別税額控除を受けている方で、判定に使用する金額は66,300円（22,260円+44,040円）です。（税額控除を何も受けていない場合は、市民税所得割額⑥の金額となります。）

ただし、住宅借入金等特別税額控除のほかに、寄附金税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割・株式等譲渡所得割額控除等の税額控除がある方はそれらの控除額も加算しますのでご注意ください。

（※摘要欄に表示される税額控除は住宅借入金等特別税額控除のみです。）

問い合わせ先
和歌山市保育こども園課 連絡先:073-435-1064